各種確定申告相談

管轄税務署	場　所	地震などで家屋や家財などに被害を受けた方の申告相談	平成29年分確定申告相談	税理士会による確定申告無料相談
熊本西税務署（中央・西・南・北区）	熊本地方合同庁舎B棟2階（西区春日2-10-1） ※駐車場に限りがありますので公共交通機関をご利用ください。	2月1日（木）～15日（木） ※土・日は除く	2月16日（金）～3月15日（木） ※土・日は除く（ただし、2月18日（日）、25日（日）は開設）	2月13日（火）～15日（木）
熊本東税務署（東区）	火の国ハイツ ※県民総合運動公園入口（東区石原2-2-28） ※2月1日～3月15日は熊本東税務署内では申告相談を行いません。			

時　間　受付：午前9時～午後4時

持参物　熊本国税局のホームページをご覧いただくか、最寄りの税務署へお尋ねください

熊本西税務署（☎096-355-1181）
熊本東税務署（☎096-369-5566）
※音声ガイダンスに従い番号を選択してください。

国税庁ホームページ
www.nta.go.jp
国税庁　検索

確定申告書の作成は国税庁ホームページで！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書などが作成できます。
作成した申告書は、電子申告（e-Tax）や郵送で提出できます。
※申告相談会場は大変混雑しますので、国税庁ホームページからが大変便利！

確定申告会場でマイナンバーカード申請ができる！

写真をその場で無料撮影し、そのままカードの申請までできます。
期　間　2月1日（木）～3月15日（木）　※土・日、祝日を除く
時　間　午前10時～午後4時
持参物　マイナンバー通知カード

（地域政策課　☎096-328-2067）

確定申告書の作成の際には「住民税・事業税に関する事項」の記載を忘れずに！

16歳未満の扶養親族や配当割額控除額など該当があれば、必ず記載してください。記載がない場合は、市県民税が正しく計算されない場合があります。

●ふるさと納税など寄附金税額控除がある方

「寄附金税額控除」欄に記載するとともに確定申告第二表中「所得から差し引かれる金額に関する事項」の「寄附金控除」欄に寄附先の所在地・名称、寄附金額を正確に記載してください。

●給与、公的年金などの所得があり、かつそれ以外の所得がある方

給与・公的年金など以外の所得に係る市県民税について個人で納付を希望する場合は、「自分で納付」欄に丸を記載してください。記載がない場合は、「給与から差引き」となります。

○ 住民税・事業税に関する事項

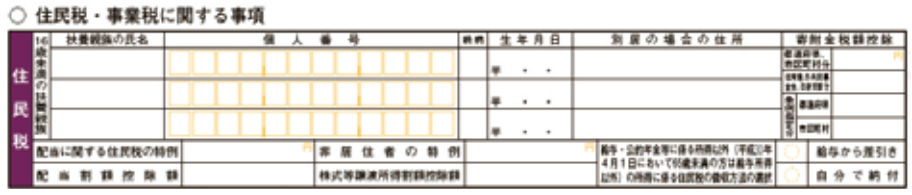

※A様式の場合は住民税に関する事項

詳しくは、区役所税務課へ。

確定申告書などには個人番号の記載が必要です

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、平成28年分以降の確定申告書などには個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。

なお、個人番号（マイナンバー）を記載した確定申告書などを税務署へ提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

例1：個人番号カード（マイナンバーカード）の表面および裏面の写し【番号確認および身元確認書類】
例2：通知カードの写し【番号確認書類】＋運転免許証または公的医療保険の被保険者証の写し【身元確認書類】など

詳しくは、熊本国税局のホームページ（www.nta.go.jp/kumamoto）へ。

償却資産の申告は1月31日（水）までに！

平成30年1月1日現在、市内に償却資産（構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品などの事業用資産）をお持ちの方（法人、個人）は、法定申告期限の1月31日（水）までに、「償却資産申告書」を課税管理課または各区役所税務課へ提出してください。

申告書には、所有する資産の多少にかかわらず、減価償却済の資産も含めて記入してください。

主な償却資産
- 構築物 …… 駐車場などの舗装、緑化設備、外構、ビニールハウス、コンテナハウス※など
- 機械・装置 …… 製造加工機械、機械式駐車場、土木建設機械、太陽光発電設備など
- 車両・運搬具 …… 大型特殊自動車（ロードローラーなど）
- 船舶 …… 漁船、作業船、モーターボートなど
- 工具・器具・備品 … エアコン、パソコン、ロッカー、コピー機など

※コンテナハウスについては、家屋として一定の要件に該当する場合は、家屋として固定資産税がかかります。

マイナンバーの記入と本人確認について

平成28年1月からマイナンバーを利用した行政手続きの開始により、償却資産申告においてもマイナンバーの記入をお願いいたします。

なお、申告書提出の際は、番号法第16条の規定に基づくマイナンバーの確認と本人確認を行います。

詳しくは、市ホームページへ。

詳しくは、課税管理課償却資産班（☎096-328-2195）へ。

給与支払報告書の提出もeLTAXが便利です！

電子申告 eLTAX（エルタックス）（地方税ポータルシステム）

eLTAXをご利用いただく場合の償却資産の申告については、申告書および全資産用の種類別明細書を資産が所在する区ごとに作成（入力）してください。なお、申告データの送信については、eLTAXの申告先が区ごとに設けてありますので、資産の所在区ごとに送信してください。
※eLTAXを利用する際の事前手続き（利用届出など）については、eLTAXのホームページ（http://www.eltax.jp）をご覧ください。

詳しくは、一般社団法人　地方税電子化協議会eLTAXヘルプデスクへお問い合わせください。
☎0570-081459（繋がらない場合は☎03-5500-7010）　[受付時間　午前9時～午後5時（土・日、祝日、年末年始は除く）]